

銚田市災害等住宅修繕助成金交付要綱

平成 27 年 3 月 17 日

告示第 24 号

(目的)

第 1 条 この告示は、風雪水害及び地震等（以下「災害等」という。）により被害を受けた市民が、自ら居住する住宅の修繕を行った場合において、その修繕に係る経費の一部を市が助成することにより、市民の生活の安定及び生活再建に寄与することを目的とする。

2 前項の助成金の交付に関しては、銚田市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 37 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において「住宅」とは、次の各号に掲げる要件を満たすものであって、災害等により被害を受けたものとする（ただし、賃貸住宅は除く。）。

(1) 個人が所有する銚田市内に存する家屋（併用住宅を含む。）であること。

(2) 現に居住の用に供している家屋であること。

(対象住宅)

第 3 条 助成の対象となる住宅は、災害等により、半壊に至らない程度の被害（全壊、大規模半壊、半壊を除く。）を受けたもの（以下「対象住宅」という。）とする。

(助成の対象等)

第 4 条 助成の対象となる修繕工事（以下「助成対象工事」という。）は、住宅の修繕工事で、当該工事に要した経費が 10 万円（消費税を含む。）以上であるものとする。

(助成金の額等)

第 5 条 助成金の額は、助成対象工事費に対し、その経費の 100 分の 10 を乗じて得た額(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、5 万円を限度とする。

2 助成金の交付は、一世帯で一住宅に対し、1 回に限るものとする。

3 助成金は、予算の範囲内において交付する。

4 助成金は、被災者生活再建支援制度、銚田市災害見舞金支給条例（平成 17 年条例第 94 号）に基づく災害見舞金（以下「市災害見舞金」という。）及び茨城県災害見舞金（以下「県見舞金」という。）を受けた者又は受けることができる者へは交付しない。

(申請者)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない（ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。）。

(1) 銚田市に住民登録(外国人登録)をしている世帯主又はその世帯員。

(2) 住宅の所有者であること(所有者でない場合は、所有者の同意があること。)

(3) 対象住宅に現に居住している者。

(申請期間)

第 7 条 申請の期間は、被害を受けた日から 2 年を経過した日までとする。

(交付申請及び請求)

第 8 条 申請者は、銚田市災害等住宅修繕助成金交付申請書兼助成金請求書（様式第 1 号）

に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)領収書の写し

(2)助成対象工事の着工前写真及び完成写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、審査のうえ助成金の交付及び額の確定を行うとともに、銚田市災害等住宅修繕助成金交付決定通知及び助成額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(適用の特例)

2 この告示は、この告示の施行前に、東日本大震災により住宅の被害を受けた市民が行った当該住宅の修繕工事については平成28年3月31日まで適用し、交付申請及び請求時の添付書類は、着工前写真に代わり、り災証明書（高速道路無料化申請に係るり災証明書を除く。）の写しでも可とする。